

# スマートハイムでんき電気需給（電気のご購入）条件説明書

## （重要事項説明書）

大阪ガス株式会社  
代理事業者：積水化学工業株式会社

ご契約前に「スマートハイムでんき需給（電気のご購入）契約書」の記載内容と合わせてご確認ください。

### 1. 個人情報の取扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客様の個人情報は、積水化学工業(株)（以下、積水化学工業といたします。）および大阪ガス(株)（以下、大阪ガスといたします。）のプライバシーポリシーに従い取扱います。積水化学工業は、お客様の電気料金、使用量等を大阪ガスから取得し、サービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発に必要な範囲でそのお客様情報を利用いたします。またご記入いただいたメールアドレスは、メールマガジン、ネットサービス利用に必要な情報の発信およびアンケートのお願いのために用い、それ以外の目的では利用いたしません。
- 大阪ガスは、電力小売事業のために必要な範囲で、お客様情報を小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者（以下、「送配電事業者等」といたします。）、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

### 2. 契約の申込みについて

- 積水化学工業は、大阪ガスの代理事業者として、スマートハイムでんき需給契約のお申込みを受付け、大阪ガスに連携します。
- スマートハイムでんき需給契約を締結することを希望される場合は、スマートハイムでんきホームページより積水化学工業にお申込みいただけます。
- 大阪ガスは、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む大阪ガスとの他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合並びに大阪ガスが適当でないと判断した場合には、申込みを承諾できないことがあります。
- お客様が同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から大阪ガスに変更される場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は大阪ガスが代行して行います。お引越しに伴い電気の購入先を変更される場合には、お引越し前の需要場所の電気の解約手続きはお客様ご自身で行っていただく必要があります。

### 3. 契約内容について

- 契約内容の詳細は、大阪ガスが定める「スマートハイムでんき供給約款」によるものといたします。
- 大阪ガスは、電気事業法上において定められている契約締結前及び 契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、スマートハイムでんき電気需給条件説明書およびス

スマートハイムでんき供給約款を積水化学工業のホームページに掲載する方法によりこれを提供します。

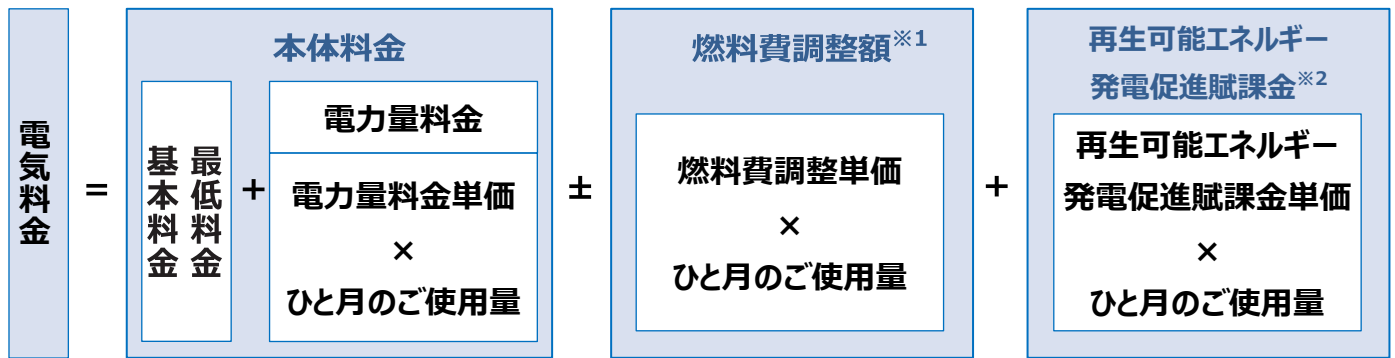
- 大阪ガスは、スマートハイムでんき供給約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後のスマートハイムでんき供給約款によります。お客様は、変更後のスマートハイムでんき供給約款に異議がある場合、解約することができます。
- 大阪ガスは、スマートハイムでんき供給約款または需給契約の内容を変更した場合、変更後のスマートハイムでんき供給約款を積水化学工業のホームページに掲載する方法により公表いたします。
- スマートハイムでんき供給約款または需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明および書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他大阪ガスが適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものいたします。また、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他大阪ガスが適当と判断した方法により行い、大阪ガスの名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものいたします。
- スマートハイムでんき供給約款または需給契約の内容について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものいたします。また、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、これを行わないものいたします。

#### 4. 供給開始時期について

- 需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結等、大阪ガスによる必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を郵送にて改めてお知らせいたします。
- 他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申込みから2～3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから2週間～1ヵ月半後となります。ただし、送配電事業者等からの要請等により、供給開始予定日が遅れる場合があります。なお、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合があります。また、お知らせした供給開始予定日は、手続きの都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等またはその委託会社がスマートメーターの設置に伺います。設置工事の実施に際し、停電が発生する場合がありますので、予めご了承ください。
- 供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに大阪ガスへその旨をお申し出いただく必要があります。

#### 5. 料金について

- 電気料金には毎月、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額（適用エリアに限ります。）を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客様に電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。燃料費が高い場合およびお客様の電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。



※1 最低料金部分については最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

※2 適用エリアでは離島ユニバーサルサービス調整額も加減いたします。

## 6. 料金算定の方法と料金のお支払いについて

- 検針および使用量の算定は、送配電事業者等により託送供給等約款等に従って行われます。その結果を大阪ガスが受け取りスマートハイムでんき供給約款の定めに基づき電気料金を算定いたします。
- 料金算定期間は前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。なお電気の供給を開始した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間といたします。また需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます
- 電気のご使用量および電気料金は、大阪ガスの会員専用サイト「マイ大阪ガス」またはその他の方法にてお知らせいたします。電気料金は、大阪ガスより請求いたします。マイ大阪ガスのご利用に際しては「マイ大阪ガスご利用規約」をご確認ください。
- 大阪ガスのガスをご契約されているお客様は、電気料金を翌月のガス料金と合わせて、ガス料金を支払われる場合と同じ方法にて大阪ガスへお支払いいただけます。この場合、電気料金は翌月のガス検針時にお渡しする「ご使用量のお知らせ」でもお知らせいたします。ただし、電気検針日とガス検針日の日程等によっては、「ご使用量のお知らせ」にてお知らせできない場合や、翌月のガス料金と合わせてご請求できない場合がございます。また、お客さまのご契約内容によっては、「ご使用量のお知らせ」にてお知らせできない場合があります。大阪ガスのガスをご契約されていないお客様は、大阪ガスの「マイ大阪ガス」にて料金をお知らせした後に、大阪ガスより請求いたします。
- 電気料金はスマートハイムでんき供給約款に定める方法（口座振替、クレジットカード払いまたは当社が指定する方法）で、支払期日までに毎月お支払いいただけます。  
支払期日は、スマートハイムでんき供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、スマートハイムでんき供給約款の定めに基づき延

滞利息を申し受けます。

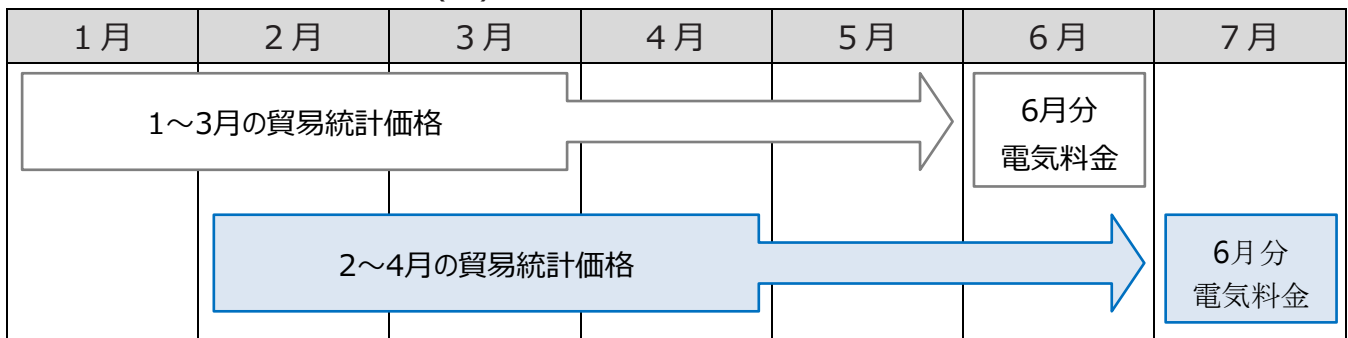
- 支払期日を経過してもなお料金（大阪ガスとの他の契約の料金を含みます。）、延滞利息またはスマートハイムでんき供給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等スマートハイムでんき供給約款で定める一定の事由に該当するときは、大阪ガスは 15 日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。

電気の解約に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客様に対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として 330 円（税込）を申し受けます。

## 7. 燃料費調整および離島ユニバーサル調整について

- 原油や LNG、石炭価格の変動を燃料費調整および離島ユニバーサル調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- 各月に適用する燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は、3 カ月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2 カ月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】



- 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は、基準燃料価格と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次の通り算定いたします。

	平均燃料価格	調整	単価の算定方法
基準燃料価格	基準燃料価格を上回る場合	プラス調整	単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準単価 / 1,000
	基準燃料価格以下の場合	マイナス調整	燃料費調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000

※燃料費調整に上限価格の設定はありませんので、燃料価格の変動分が全て電気料金に反映されます。

- 平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。
- 平均燃料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$  (100 円未満四捨五入)
  - A：平均燃料価格算定期間における 1kl あたりの平均原油価格
  - B：平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均 LNG 価格
  - C：平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均石炭価格
- 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の算定に用いる基準燃料価格、 $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ および基準単価は下記のとおりとなります。

	燃料費調整	離島ユニバーサル調整



基準燃料価格	80,800 円	79,300 円
α	0.1874	1.0000
β	0.0899	0.0000
γ	1.0036	0.0000
基準単価	0.173 円	0.001 円

- 各月に適用する燃料費調整単価は適用の 2 カ月前の月末に大阪ガスホームページにてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、大阪ガスホームページにてご確認ください。

## 8. 契約の変更および解約について

- お客様が同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者に変更される場合は、新たな小売電気事業者に対して契約の申込みをしていただきます（大阪ガスへの解約のお申し出は不要です）。
- 契約の変更や転宅等による解約を希望される場合は、大阪ガスグッドライフコールへお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の 2 営業日前までにお申し出いただく必要があります。
- クーリング・オフにより契約を解除された場合や大阪ガスから契約を解約した場合等で、お客様が無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、または送配電事業者等による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- お客さまが、大阪ガスに通知をされずに需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、大阪ガスは需給契約を解約することがあります。
- スマートハイムでんき供給約款には解約金の定めはありません。

## 9. その他

- 供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト、動力契約の場合は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めにもとづき、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。
- 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとなります。契約電流のご希望がある場合は、大阪ガスグッドライフコールへお申し付けください。ただし、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、お客さまから申し出がない場合、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流の値といたします。また、引越（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始される場合の契約電流は、お客さまから申し出がない場合、原則として当社への申込み時点で、当該需要場所に送配電事業者等が設置している設備において使用できる最大電流の値といたします。なお、当社への申込み時点で、当該需要場所に送配電事業者等が設置している設備において使用できる最大電流の値が設定されていない場合は、40アンペアといたします。
- 契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気供給約款の定めに従い定めることといたします。
- お客様が新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や特別供給設備を施設するとき、または新たな電気の使用等にもなわないでお客様の希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款等

に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客様から申し受けます。

- 送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、大阪ガスの責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、大阪ガスは損害賠償責任を負わないものいたします。
- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客様にて講じていただきますようお願いいたします。
- 大阪ガスまたは送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客様の承諾を得て、係員をお客様の使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客様が遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、現在のご契約内容によっては、現在ご契約中の小売電気事業者との間で解約金が発生する場合があります。また、現在ご契約中の小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合があります。
- 現在のご契約内容によっては、スマートハイムでんきへの切り替えにより電気料金が高くなる場合があります。また現在のご契約内容によっては、一度契約を変更すると現在のご契約内容で再契約が出来ない場合があります。

## 10. 問合せ先

お申込みに関するお問合せ

### 積水化学工業株式会社（代理事業者）

住所：大阪府大阪市北区西天満二丁目4番地4号 堂島関電ビル

スマートハイムでんきお問合せダイヤル

☎：0120-234-816 ※自動応答 24 時間受付

本書面やご契約内容等のお問合せ

### 大阪ガス(株)（小売電気事業者 A0048）

住所：大阪府大阪市中央区平野町4丁目1番2号

☎：0120-000-555（グッドライフコール）

受付時間：（全日）9:00～19:00

※非常時にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。

停電時のお問合せ

### 北海道電力ネットワーク(株)

受付時間：（全日）9:00～19:00(土日祝日、12月29日～1月3日、5月1日を除く)

道北統括支店	0120-06-0124
北見支店	0120-06-0219
道央統括支店	0120-06-0327
岩見沢支店	0120-06-0408

小樽支店	0120-06-0591
道東統括支店	0120-06-0732
釧路支店	0120-06-0669
道央南統括支店	0120-06-0852
室蘭支店	0120-06-0813
道南統括支店	0120-06-0912